

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年2月から同年3月まで
②昭和58年6月から同年9月まで
③昭和59年7月から61年3月まで

申立期間①については、A県B郡C町にある理容院に勤めていた時で、C町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は同理容院に来ていた町内会の集金人に納付したと思う。

申立期間②については、過年度分の保険料はD市の窓口で納付し、現年度分の保険料は銀行で毎月、現金と納付書を窓口提出すると、納付書に日付が入ったゴム印を押して領収書として返してくれた記憶がある。

申立期間③については、銀行で毎月、上記と同様に保険料を納付した。

申立期間①、②及び③については、いずれも保険料を納付した記憶があるが、社会保険事務所に納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金の加入期間は、任意加入期間も含め、国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと推察される。

また、申立人は、申立期間②直後の昭和58年10月から59年6月までの保険料を社会保険事務所からの納付勧奨の都度、61年1月9日、同年4月3日及び同年7月31日の3回にわたって適切に納付していることから、申立期間②についても、同様に社会保険事務所からの納付勧奨を受けて過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月12日に社会保険事務所からE市に払い出されていることから、申立期間①の保険料は過年度保険料となり、申立人が主張する町内会の集金人による収納は行えず、保険料納付はできない。

また、申立期間①については、その当時、申立人はC町に住所が無かったことが確認できる上、申立人が勤務していたとする理容院についての記憶があいまいで、供述を変更しているほか、保険料の納付方法に関する記憶は同理容院の店主の供述と異なっている。

申立期間③については、i) D市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の被保険者資格喪失年月日欄に「59.7.6」と記載され、その上段に「59.7.5(注)」と記載があることについて、D市では、国民年金被保険者資格の取得及び喪失の受付を市民課で行った場合に、受付日を記載し、「(注)」と押印したとしていること、さらに、ii) 同市では、昭和57年度からは、少なくとも年1回、国民年金任意加入の保険料の長期未納者に対して未納催告書に資格喪失申出書を添付して送付し、保険料の未納解消に努めたとしていることから、申立人が未納催告書を受け、被保険者資格喪失日を昭和59年7月6日とする資格喪失申出書を同年7月5日に同市の市民課に提出して受理されたものと推察される。これらのことから、申立期間③は未加入期間となり、保険料納付はできなかったと考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

私は、平成5年2月に会社を退職したため、年金の加入期間の空白をつくらないために、国民年金に加入した。現在、所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にも、被保険者となった日が5年2月21日と記載してあるのに、社会保険庁の記録では未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は未加入期間となっているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日は平成5年2月21日、被保険者でなくなった日は5年3月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金加入期間となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前の平成4年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、別の事業所で5年1月18日に厚生年金保険に加入するまでの1か月間(平成4年12月分)においても、厚生年金保険被保険者資格の喪失と同時に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しているほか、申立期間前後の数度にわたる厚生年金保険から国民年金への切替えの際にも厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同じ日付で国民年金の加入手続をしていること等から、申立人は公的年金への加入に対する意識が高かったと考えられ、申立期間についてのみ国民年金の加入手続を怠り、保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が所持する年金手帳の住所変更欄には、戸籍の附票とは異なる住所変更日が記載されている等、行政上の事務処理に不適切さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月1日とし、申立期間②の46年1月の標準報酬月額を2万8,000円、同年2月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、両社の事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月31日から46年1月1日まで
② 昭和46年1月1日から同年3月1日まで
③ 昭和49年8月28日から同年9月1日まで

私が勤務していたA社とB社は同一会社であり、途中で社名変更した。私は、当時、退職することなく引き続き勤務し、給料から厚生年金保険料も毎月、控除されていた。厚生年金保険の加入期間に漏れがあることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が保管する給与明細書及び同僚の供述等により、申立人は、申立期間①はA社に勤務し、また、申立期間②はB社に勤務し、それぞれの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間①に

においては3万3,000円とし、申立期間②のうち、昭和46年1月の標準報酬月額を2万8,000円、同年2月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、B社は、申立期間②後の昭和46年3月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所としての記録が無い。しかし、i) A社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、B社において、申立人と同時期に資格を取得している者が6人いること、ii) 申立人と同様にA社からB社に引き続き勤務していたとする同僚が、申立期間②当時の従業員は5、6人いたとしていることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の納付義務の履行については、事業主が昭和46年1月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たにもかかわらず、これを社会保険事務所が45年12月31日と書き誤ることは考え難いことから、事業主が、同年12月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間③については、B社における申立人の雇用保険被保険者記録の離職日は、昭和49年8月28日となっていることが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年4月1日となっているが、申立人が提出した同年4月分の給与明細書においては給与から厚生年金保険料が控除されておらず、申立人はA社から同社と所在地及び代表取締役が同一のB社に引き続き勤務したことが確認できることから、B社における厚生年金保険料も翌月の給与から控除されていると考えるのが自然である。

さらに、申立人がB社における最後の給与明細書として提出した昭和49年8月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、同年7月の保険料のみであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年2月1日まで

A社勤務時の私の給与月額は約36万円から37万円であった。このことは、提出した「平成6年分給与所得の源泉徴収票」から算出した平均給与月額が約37万6,000円であることから明らかである。

しかし、社会保険庁の記録では、退職時の平成7年1月の標準報酬月額は9万2,000円と、とてつもなく低額となっている。この退職時の標準報酬月額で年金額が計算されるのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成7年2月1日より後の8年9月11日付けで、7年1月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられ、事業主の標準報酬月額も、8年9月11日付けで7年1月1日にさかのぼって申立人と同額の9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立事業所の事業主によれば、平成7年1月17日に発生した震災により事業所が全壊し、報酬月額が大幅に低下したため、同年1月ごろに提出すべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出することができなかったが、8年8月ごろ、従業員関係書類の整理ができたことから、社会保険事務所の指導により、同月に当時の正社員であった事業主及び申立人の二人に係る報酬月額変更届（平成7年1月改定）を提出したとしている。

また、当該届出については、震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）第53条の特定被災区域に所在していた厚生年金保険の適用事業所（申立事業所はこれに該当）は、報酬月額が著しく低下した場合には、著しく低下した月から、標準報酬を改定できるとの規定に基づき、その当時の標準報酬月額の最低等級である9万2,000円として届け出たものであり、当該届出の申立人の申立期間に係る報酬月額は0円と記載されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 56 年 5 月 29 日まで
社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、私が事業主である有限会社A社の厚生年金保険の加入期間が昭和 56 年 5 月 29 日から平成 15 年 5 月 1 日までとなっていた。

私は、妻と同時に厚生年金保険に加入したはずなので、昭和 53 年 9 月 1 日から 56 年 5 月 29 日の間、事業主として加入していた厚生年金保険の期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間当時の申立事業所は、A社として昭和 53 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用となっているが、有限会社（法人設立）となったのは 56 年 5 月 29 日であることが確認できることから、申立期間当時、申立事業所は、申立人の個人経営の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法の規定により、自営業（個人経営）の事業主は、従業員（使用される者）でないため、厚生年金保険の被保険者となり得ないことから、申立人は、申立期間当時、被保険者でなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立事業所の厚生年金保険の新規適用年月日から適用事業所でなくなった日までの間、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録には、整理番号の欠番は無い上、申立人の被保険者の資格取得日は、申立事業所の商業登記簿の有限会社設立日と同日の昭和 56 年 5 月 29 日となっていることから、申立人の被保険者資格取得日に不自然さはみられない。

さらに、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。